

メディアスクーリング  
法学(日本国憲法)  
【第4回】

# 日本憲法史

## 1 近代国家化と明治憲法の制定

- ・アヘン戦争（1840）→ペリー来航（1853）→開国→各国との不平等条約締結  
※当時の国際法では、世界の国々を「文明国」（欧米諸国）、「半文明国」（トルコ、中国、朝鮮、日本など）、「未開の地」に分け、文明国は未開の地を植民地化し、半文明国とは不平等条約を結ぶことができるとされていた。
- ・江戸幕府の対外政策への反発→明治維新（1868）→近代国家化・中央集権化を進める→富国強兵・殖産興業・法典編纂
- ・法典編纂はヨーロッパ諸国（主としてフランスとドイツ）の法を継承する形で進められ、1880年に刑法が制定され、1890年に民法が制定された。（ただし、当初の民法は批判を受けて施行延期となり（民法典論争）、ドイツ民法も参考して修正の上、96年に改正された。）
- ・明治政府は、当初は憲法制定の必要性を認識していなかったが、1881年以降、憲法制定の準備を始め、1889年に君主主権に基づく欽定憲法として、大日本帝国憲法（明治憲法）を制定した。
- ・憲法制定の要因
  - 対外的要因 ⇒ 近代国家の外観を整えて欧米列強に対抗し、不平等条約の改正を目指す
  - 対内的要因 ⇒ 国内の民主化要求（自由民権運動）を鎮め、政府の基盤を確立する

### ◇明治憲法の主な条文

上諭

…（略）…

国家統治ノ大権ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫伝フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ将来此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ憲（あやま）ラサルヘシ

朕ハ我臣民ノ権利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範囲内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス

…（略）…

朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ為ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘク朕カ現在及将来ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ

第1条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第3条 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

第4条 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ

第5条 天皇ハ帝国議会ノ協賛ヲ以テ立法權ヲ行フ

第8条① 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避ケル為緊急ノ必要ニ由リ帝国議会閉会ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス

第11条 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

第12条 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム

第13条 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス

第29条 日本臣民ハ法律ノ範囲内ニ於テ言論著作印行集会及結社ノ自由ヲ有ス

- 第 55 条① 国務大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス  
 第 57 条① 司法権ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ  
 第 73 条① 将來此ノ憲法ノ条項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝国議会議ニ付スヘシ  
 シ

## 2 敗戦と日本国憲法の制定

- 明治憲法下における軍部の権力増大 → 戦争の拡大 → 敗戦（ポツダム宣言の受諾）→ 占領

### ◇ポツダム宣言（抄訳）

- 我々は、この戦争を終結する機会を日本に与えることで意見の一致をみた。
- 我々は軍事力を増強し、日本に対して最後の一撃を加える体制を整えている。
- 我々の軍事力を用いれば、日本の軍事力を壊滅させることができるとともに、日本の国土を徹底的に荒廃させることができる。
- 軍国主義を続けるか、あるいは道理の道に従って歩むのか、その決断の時が来ている。
- 以下に我々の終戦条件を示す。この条件からの逸脱は許されず、代替条件も遅延も一切認めない。
- 日本の人民を欺いて世界征服へと赴かせた全ての勢力を排除しなければならない。
- 好戦的な勢力が壊滅し、新しい秩序が確立するまで、日本の領土は連合国軍が占領する。
- 日本の主権は本州、北海道、九州、四国及び周辺小諸島に限定する。
- 日本軍は、完全な武装解除の後、帰還を許されるものとする。
- すべての戦争犯罪人は処罰されなければならない。日本政府は、民主主義的傾向の復活強化に対するあらゆる障害を排除しなければならない。言論、宗教及び思想の自由ならびに基本的人権の尊重を確立しなければならない。
- 日本は経済を再興し、賠償の支払いのために産業を維持することができる。ただし、再軍備のための産業は認められない。将来的には国際貿易への参加も許される。
- 日本国民の自由な意思に従って、平和的かつ責任ある政府が樹立されれば、連合国軍は直ちに日本より撤退する。
- 我々は日本政府に対し、無条件降伏を要求する。日本政府が取り得るこれ以外の選択肢は、迅速かつ完全な壊滅のみである。

- GHQによる憲法の全面改正要求 → 日本国憲法の制定（1946年）

### ◇明治憲法と日本国憲法の比較

明治憲法 (1889年制定)		日本国憲法 (1946年制定)
欽定憲法 / 天皇主権	形式/主権	民定憲法 / 国民主権
天照大神の神勅	国家権力の淵源	国民の信託
統治権の総攬者。神聖不可侵。	天皇の地位	象 徵
恩恵的な「臣民の権利」として保障。法律による制限可。	国民の権利	永久不可侵の「基本的人権」として保障。

名称は「帝国議会」。位置づけは天皇の協賛機関。衆議院と貴族院の二院で構成され、衆議院は国民の代表機関、貴族院は天皇が任命する華族階級の代表機関。	議 会	名称は「国会」。位置づけは国権の最高機関。衆議院と参議院の二院で構成され、どちらも国民の代表機関。
憲法には内閣の規定なし。各國務大臣の任免権は天皇が有する。國務大臣は天皇の輔弼機関であり、天皇に対して個々に責任を負う。	内閣/國務大臣	内閣を行政権の主体として規定。國務大臣の任免権は総理大臣が有する。内閣は国会に対して連帶責任を負う。
天皇の名において裁判を行う。違憲審査権なし。	裁判所	独立して司法権を行使する。違憲審査権を有する。
天皇が編制権と統帥権を有する。	軍 隊	戦力は保持しないと規定。
天皇の発議＋国会の議決＋天皇の裁可	憲法改正手続	国会の発議＋国民投票

### 3 日本国憲法の成立経緯をめぐる問題 ー 押しつけ憲法論

- ・日本国憲法は、占領下に GHQ の関与の下で起草・制定されたという特殊な成立経緯を有するため、憲法自律性の原則に反する違法な「押しつけ憲法」であるという見解がある。

※憲法自律性の原則 = 憲法の制定は、国民の自由意思に基づいてなされなければならず、他の国がそれに介入・干渉してはならないという国際法上の原則。

- ・しかし、学説の多くは押しつけ憲法論には否定的であり、押しつけ憲法論は多数の支持を得るには至っていない。

#### ◇押しつけ憲法論が否定的に捉えられている理由

- ・ポツダム宣言の履行上、GHQ には憲法改正を要求する国際法上の権利があり、日本にはそれに応じる義務があった。
- ・憲法改正案は国会で自由に審議され、多くの修正も行われたが、GHQ は国会審議には一切干渉しなかった。
- ・憲法改正案は国会において圧倒的多数で可決された。
- ・GHQ は日本政府に対して、憲法施行 1 年後から 2 年以内に、憲法改正について検討することを認めたが、日本政府は改正の必要なしという態度をとった。
- ・多くの国民は、日本国憲法の成立を好意的に受け止めた。